

自動車営業取扱要領

1 目的

この要領は、食品衛生法施行細則（平成12年京都府規則第12号）別表第2 第1 共通基準 5 その他（3）、（4）及び（5）における自動車営業を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「自動車営業」とは、食品の調理加工又は販売の営業のうち自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く軽自動車をいう。以下「自動車」という。）に施設を搭載し、移動して行うものをいう。
- (2) 「食品営業車」とは、食品の加工、調理又は販売等を行う施設を有する自動車をいう。
- (3) 「仕込み」とは、食品を加熱、盛付け等の簡易な加工又は調理により、客に提供又は販売できる状態にするため、予め食品に行う処理のことをいう。

3 許可業種

自動車営業として認められるものは次の業種とする。

- (1) 食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業
- (2) 食品衛生法施行令第35条第4号に規定する魚介類販売業
- (3) 食品衛生法施行令第35条第9号に規定する食肉処理業

4 施設基準及びその運用方法

(1) 施設基準

施設の基準については、食品衛生法施行細則別表第2の規定によるものとする。

(2) 施設基準の運用方法

ア 食品営業車は、走行中は閉めきることで屋外からの汚染を防止できる構造とすること。原則として、隙間を設けた一般的な幌（風雨やじん埃などを避けるために車両にかける覆い）などは認められない。

イ 食品営業車は、蒸気や熱がこもらない構造設備であるとともに、作業面において十分な明るさを確保すること。

ウ 手指の洗浄消毒ができる流水受槽式の洗浄設備を設けること。水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であることが望ましいが、定期的に水栓を消毒することでこれに代えることも可とする。

エ 必要に応じて食品や調理器具等の洗浄ができる流水受槽式の洗浄設備を設けること。衛生上支障がないと認められる場合は手指の洗浄設備と兼用することも可とする。

オ 業種、営業形態等に応じた給水タンクの容量の目安は下表のとおりとするが、営業者の業務計画をよく聴取し、業務実態に沿った容量のタンクを整備させること。

なお、タンク容量が約40L又は約80Lの場合、調理加工及び販売に係る仕込みは別途許可を受けた施設内で行うよう指導すること。

業種	営業形態	給水タンクの容量
飲食店営業	・簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行うこと、又は単一品目のみ取り扱うこと。 ・使い捨て容器を使用すること。 ・生鮮食品（刺身、洗浄した生野菜等）及び生鮮食品と米飯を組み合わせた食品の提供は行わないこと。	約40L
	・大量の水を要しない調理を行うこと。 ・2工程程度までの簡易な調理を行うこと。 ・複数品目を取り扱うこと。 ・使い捨て容器を使用すること。 ・生鮮食品（刺身、洗浄した生野菜等）及び生鮮食品と米飯を組	約80L

	み合わせた食品の提供は行わないこと。 ・ 大量の水を要する調理を行うこと。 ・ 複数の工程からなる調理を行うこと。 ・ 通常の食器を使用すること。 ・ 仕込みを行うこと。	約200 L
魚介類販売業	・ 未処理の魚介類の包装・販売のみを行うこと。 ・ 使い捨て容器を使用すること。	約 40 L
	・ 未処理の魚介類の販売を行うこと。 ・ 魚介類の処理を行うこと。 ・ 処理した魚介類を加熱用として販売すること。 ・ 使い捨て容器を使用すること。	約80 L
	・ 未処理の魚介類の販売を行うこと。 ・ 魚介類の処理を行うこと ・ 処理した魚介類を加熱用又は生食用として販売すること。	約200 L
食肉処理業	・ 食肉の処理、カット、販売等を行うこと。	約100 L（鹿又はいのししを処理する場合の成獣1頭当たり）

カ 廃水タンクの容量は給水タンクの容量と同程度確保することが望ましいが、営業者の業務計画をよく聴取し、業務実態に沿った容量のタンクを整備させること。

キ 取り扱う食品に応じ、自家発電装置等により適切な温度管理ができる冷蔵又は冷凍設備を設けること。

ク 生食用食品を提供する場合は、生食用食品専用の包丁、まな板を備えること。

ケ 不浸透性有蓋廃棄物容器を備えること。

5 公衆衛生上必要な措置の基準

営業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）別表第17及び別表第18の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

なお、自動車営業としての特殊性を踏まえ、営業者に対して以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 共通事項

ア 給水タンクは常に飲用に適する水が供給されるよう、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

イ 営業開始の都度、給水タンクへ所定の量の給水を行い、営業終了後、給水タンク及び廃水タンク内の水を公衆衛生上支障のない方法により廃棄すること。

(2) 特定事項

ア 飲食店営業及び魚介類販売業

(ア) 器具等は、それぞれの使用区分に従って使用すること。

(イ) 取扱品目及び取扱量は、作業場の規模等に見合ったものとする。

(ウ) 作業は、必ず施設内で清潔に行うこと。

(エ) 冷凍原材料の解凍は、専用の容器等で衛生的に行うこと。

(オ) 食品の保存は、必要に応じ冷蔵庫やクーラーボックス等を用い、常に適正に行うこと。

(カ) 食品の保管管理は、特に先入れ先出しに留意すること。

イ 食肉処理業

野生鳥獣の生体又はとたいを処理する場合にあっては、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成26年11月14日付食安発1114第1号別添）に留意すること。

6 営業許可申請

(1) 営業許可申請は、次の区分に従い、医療衛生センター各方面担当を通じて保健所長に行うものとする。

ア 食品営業車の保管場所が市内である場合は、その所在地を所管する方面担当

イ 食品営業車の保管場所が京都府外の場合、主たる営業地又は初回の営業場所を所管する方面担当

(2) 営業許可申請書には、省令第67条に規定する事項の記載等固定施設に必要な書類に加え、自動車車検

証の写し及び必要に応じて取扱品目の調理工程を添付させるものとする。

- (3) 申請書の記載方法に関する留意事項は下記のとおりとする。

ア 「施設の所在地」欄には次の優先順位に従い記載すること。

なお、記載した所在地の末尾には、その所在地で行う業務の種類を（ ）書きで記載すること。

- (ア) 食品営業車の保管場所（例：〇〇区〇〇町〇ー〇（食品営業車の保管場所） 等）
- (イ) 主たる営業地（例：〇〇区〇〇町 △△公園（主たる営業地） 等）
- (ウ) 初回の営業場所（例：〇〇区〇〇町 〇〇スーパー××店店頭（初回の営業場所） 等）

イ 「主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装」の「自由記載」欄には取扱食品を具体的に記載すること。

ウ 「備考」欄には以下の内容を記載すること。

- (ア) 食品営業車の車台番号
- (イ) 営業を行おうとする区域（例：京都府内一円、〇〇区及び△△区内一円 等）

なお、営業を行おうとする場所があらかじめ特定できる場合は、その所在地及び名称を具体的に記載すること。（「施設の所在地」欄で、主たる営業地又は初回の営業場所として記載済みの場合は省略可）

エ いわゆるトレーラーハウス等、牽引車両（動力を登載）と連結しなければ走行できない被牽引車両により営業する場合、「自動車登録番号」欄には、被牽引車両の登録番号を記載すること。

7 許可に関する事務

- (1) 許可は、京都府内において効力を有し、食品営業車1台を1施設として申請書を受理する。営業許可は、医療衛生センター各方面担当を通じて保健所長が許可する。
- (2) 食品営業車を更新したときは、変更ではなく、新たな許可を求めるものとする。
- (3) 営業許可証と共に自動車営業許可済証を交付すること。なお、この自動車営業許可済証は、営業許可証の枚数にかかわらず、1施設に1枚とする。

8 許可の条件等

- (1) 許可の有効期間

5年とする。

ただし、申請者が5年に満たない営業期間を許可申請したときは、その期間とする。

- (2) 営業の地域・場所

主たる営業地域・場所もしくは京都府内一円とする。

なお、営業許可証へ記載する「営業の所在地」欄については、営業許可申請書の「施設の所在地」欄で記載した内容と同一とする。

- (3) 許可の条件等

許可証の備考欄には営業を行おうとする区域及び車両番号、給水タンクの容量を記載し、給水タンクの容量に応じて次の条件を付けるものとする。

ア 飲食店営業

- (ア) 給水タンクの容量が約40Lの場合
簡易な調理のみ又は単一品目の食品の提供に限ります。
- (イ) 給水タンクの容量が約80Lの場合
大量の水を要しない、2工程程度までの簡易な調理に限ります。

イ 魚介類販売業

- (ア) 給水タンクの容量が約40Lの場合
調理、加工又は処理行為を伴わない魚介類に限ります。
- (イ) 給水タンクの容量が約80Lの場合
調理、加工又は処理行為を伴う場合は、加熱を要する魚介類に限ります。

9 申請内容の変更等

- (1) 省令第67条に掲げる事項（第3号にあっては営業の種類を除く。）に変更が生じた場合は、変更内容が確認できる書類を添えて、省令第71条の規定による変更の届出を提出させること。また、食品営業車の保管場所の所在地に変更が生じた場合においても、可能な限り変更届の提出を促すこと。
- (2) 食品営業車の保管場所又は主たる営業地の範囲の変更に伴い、医療衛生センターにおける管轄区が変更された場合は、新たに台帳を所管すべき医療衛生センターの方面担当に所管替えすること。

なお、食品営業車の保管場所又は主たる営業地が京都府下へ変更された場合は、変更届を受理し、医療衛生センターでの所管は継続する。

10 監視及び行政処分

- (1) 監視は食品営業車の保管場所又は現に営業している地域を所管する医療衛生センター各方面担当に属する食品衛生監視員が随時監視する。
- (2) 食品衛生監視員は、食品営業車の構造や公衆衛生上必要な措置の基準等について不備を発見した場合は、基準に合致するよう適切に指導するとともに、行政処分を必要と認めたときは、当該食品衛生監視員の所属する医療衛生センター各方面担当が保健所長に報告を行う。

報告を受けた保健所長は、許可した医療衛生センター各方面担当に通知する。

なお、京都府が許可した施設の場合は医療衛生企画課に通知する。

11 営業届出に関する準用規定

食品営業車による届出においては、5～10（ただし、8の(1)及び(3)を除く。）の規定を準用する。

ただし、市内で固定の許可等施設（以下「親店舗」という。）を持つ事業者が、その親店舗の許可等の範疇で製造・調理した完成品を単に自動車で販売する場合は、親店舗の営業と移動販売による営業は同一事業者により一体的に衛生管理がなされていると考えられるため、別途自動車による販売業の届出は不要とする。

なお、届出不要とした場合であっても、事業者の希望により自動車販売による営業届が提出された場合は、6(1)の規定に関わらず、親店舗を所管する行政区が受付することとする。

さらに、食品営業車による届出について、京都府内一円で営業を行う場合は、京都府及び京都市共に届出を行う必要がある。

12 京都府との営業許可の乗入れに関する取り決め事項

「自動車営業及び露店等営業許可の乗入れに関する取決め事項について（令和4年9月14日付4生第500号 保医医第2011号 京都府健康福祉部生活衛生課長、京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課長）」通知のとおりとする。

13 補足

既に許可を受け、府市共に許可を受けている自動車については、許可の有効期限が先に切れる自治体で手続きを行うこととし、同時に有効期限が切れる場合は、6(1)の規定を準用する。許可更新の案内は現に所管する方面担当から発出し、申請時に受付担当が京都市内で変更することが判明した場合には、新たに所管する方面担当が審査及び許可証を発行すること。

附則

本要領は、令和3年6月1日から適用する。

附則

本要領は、令和3年11月1日から適用する。

附則

本要領は、令和4年10月1日から適用する。

改正後のこの要領の規定は、令和4年10月1日以降に法第55条第1項の規定に基づく許可を受けた営業について適用する。